

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省 林野庁 木材利用課）

<p>制 度 名</p>	<p>資源再生化設備等の特別償却制度（木質固形燃料製造設備）</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税、法人税（措法第 1 1 条の 6、第 4 4 条の 6、第 6 8 条の 2 6）</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>本制度の適用期限を 2 年延長することを要望していたが、取りやめる。</p> <p>1 対象設備 木質固形燃料製造設備</p> <p>2 現行制度の概要 青色申告書を提出する個人又は法人が指定期間内に対象設備（木質固形燃料製造設備）を取得等し、これを事業の用に供した場合に、取得価額の 1 4 % の特別償却ができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1018 813 1220 898"> <p>増収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1220 813 1485 898"> <p>+42 百万円</p> </td> </tr> </table>	<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+42 百万円</p>
<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+42 百万円</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>制度創設から 4 年経過しているが、直近過去 3 年間の適用実績は平均で年間約 1 0 件、減税額は年間約 4 千 5 百万円程度と低位であり、政策実現に向けた手段としての有効性の観点から、また中小企業投資促進税制との対象の重複があることから、延長要望を取りやめることとする。</p>			